

## 中部電力株式会社と国立大学法人愛知教育大学の相互連携に関する協定書

中部電力株式会社（以下「甲」という。）と国立大学法人愛知教育大学（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流による連携（以下「相互連携」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、次世代のエネルギー・環境教育に関する教育研究と社会に開かれた教員養成を推進するために、甲および乙が相互連携を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する相互連携にかかる事項（以下「連携事項」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) エネルギー教育等に関するプログラムやツールの開発
- (2) 乙の学生の企業体験活動に対する甲の協力
- (3) 「教員免許状更新講習」等の教員研修
- (4) その他甲乙双方が必要と認める事項

### （連携方法）

第3条 甲および乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携事項を実施するために必要な連絡調整を行う。

### （経 費）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲乙間で締結した委託契約に関する事業の経費については、別に定める。

### （守秘義務）

第5条 甲および乙は、本協定に関して知り得た相手方の営業上・技術上の秘密を、本協定の有効期間中はもとより、本協定が終了した後も、相手方の事前の承諾なしに公表あるいは第三者に提供または漏えいしてはならない。

### （反社会的勢力の排除）

第6条 甲および乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲および乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちにこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲および乙は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 甲および乙は、相手方が前項の規定に違反した場合は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 5 甲および乙は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 6 甲および乙は、相手方が前項の規定に違反した場合には、ただちにこの契約を解除することができる。
- 7 甲または乙が前各項の規定によりこの契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(協 議)

第7条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、または本協定に定めのない事項が生じた場合、甲および乙は、その都度誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(期 間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(失 効)

第9条 本協定の締結をもって、甲乙間で交換した平成20年9月11日付「中部電力株式会社と国立大学法人愛知教育大学の連携授業に関する覚書」は失効するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有することとする。

平成29年3月2/日

名古屋市東区東新町1番地  
(甲) 中部電力株式会社  
社長執行役員  
勝 野 哲



刈谷市井ヶ谷町広沢1  
(乙) 国立大学法人愛知教育大学  
学 長  
後 藤 ひ と み

